

議長（福田会長）

会議資料 1 ページの報告第 12 号「各種事務事業の取扱いについて」事務局の説明を求めます。

事務局（大林事務局次長）

それでは、お手元の「各種事務事業調整案」を一緒にご覧いただきたいと思います。

報告第 12 号「各種事務事業の取扱いについて」ご説明いたします。

各種事務事業の取扱いのうち、総務専門部会、住民専門部会、保健福祉専門部会、産業専門部会、議会制度専門部会が所管いたします事務事業につきまして、別紙のとおり調整いたしましたので、ご報告するものでございます。

まずはじめに、各種事務事業調整案の総括表につきましてご説明いたします。

各専門部会が所管いたします事務事業の総数は 2,104 でございます。今回提出いたしました事業数は 259 で、未提出事業数は 6 でございます。

次に、2 の調整案の状況についてでございますが、今回提出いたしました 259 の事業の内訳につきましては、現行のまま存続するが 21 事業、合併時に調整するが 216 事業、速やかに調整するが 9 事業、段階的に調整するが 9 事業、廃止の方向で調整するが 4 事業でございます。

なお、各種事務事業の総数につきましては、これまで 2,099 の事務事業と説明してまいりましたが、専門部会の協議の中で、これまで 1 つの事業として数えていたものの中で、調整の方向性が異なるものがありましたので、その事務事業を分割したことなどに伴い 5 つ増加し、2,104 の総事業数となったものでございます。

参考までに、裏面に各部会の内訳を記載させていただきました。

以上で、「各種事務事業の取扱いについて」の説明を終わります。

議長（福田会長）

報告第 12 号につきまして事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

「各種事務事業調整案(報告第 12 号)」という別冊のものに、各専門部会の協議内容、課題と調整の考え方が、今提案分について記載されております。

それでは、無いようでございますので、報告第 12 号「各種事務事業の取扱いについて」は、報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、報告第 12 号はご承認いただいたものといたします。